



佐賀県公報

平成16年
5月19日
(水曜日)
第 12456号

木材業者				
登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職名及び氏名
佐木富第5号	平成16年4月13日	佐賀郡富士町大字古湯816番地	簡井木材	簡井 秋則
佐木唐第32号	平成16年4月13日	東松浦郡玄海町大字小加倉141番地5	有限会社菰田建設	菰田 浩

四 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 平成十六年度木材業者及び製材業者の登録
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- " "
- 道路の供用開始

公 告

- 鳥栖基山都市計画区域における区域区分に関する都市計画を変更する案の縦覧

(あらわして推進課) 三

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職名及び氏名
佐製伊第12号	平成16年4月13日	西松浦郡西有田町大木乙1956番地7	前田 辰馬	

製材業者

- 落札者等の公示
- 保安委員会事項

- 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 (規則・11) 六

四 告 示

● 佐賀県告示三百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
この区域を表示した図面は、平成十六年五月十九日から平成十六年六月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供す。
Q。

平成十六年五月十九日

佐賀県知事 古川 康

第五条第一項の規定により、平成十六年度木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成十六年五月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後の別 変更前	幅員 メートル	区城 延長 メートル
	区	間			
三養基郡北茂安町大字江口字杉土居外一ノ角四七四〇番三地先から	三養基郡北茂安町大字江口字杉土居外一ノ角四七四〇番三地先から	前	後	一一・九	一一・九
三養基郡北茂安町大字江口字屋敷角一三〇四番地先まで	三養基郡北茂安町大字江口字屋敷角一三〇四番地先まで	六・五	六・五	九四四・二	九四四・二
江口東尾線	江口東尾線	九四四・二	九四四・二	九四四・二	九四四・二

その区域を表示した図面は、平成十六年五月十九日から平成十六年六月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後の別 変更前	幅員 メートル	区城 延長 メートル
	区	間			
伊万里市瀬戸町字海面一二二二二番一地先から伊万里市瀬戸町字瀬戸浜五〇七番一地先まで	伊万里市瀬戸町字海面一二二二二番一地先から伊万里市瀬戸町字瀬戸浜五〇七番一地先まで	前	後	二九・二	二九・二
伊万里市瀬戸町字瀬戸浜五〇七番一地先まで	伊万里市瀬戸町字瀬戸浜五〇七番一地先まで	八・三	八・三	一一・五	一一・五
伊万里市瀬戸町字瀬戸浜五〇七番一地先まで	伊万里市瀬戸町字瀬戸浜五〇七番一地先まで	三三五・五	三三五・五	三三五・五	三三五・五
一般国道二〇四号	一般国道二〇四号	九四四・二	九四四・二	九四四・二	九四四・二

●佐賀県告示第三百八十八号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十六年五月十九日から平成十六年六月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第三百九十九号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十六年五月十九日から平成十六年六月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
江口東尾線	三養基郡北茂安町大字江口字杉土居外一ノ角四七四〇番三地先から	平成一六・五・一九
番地先まで	三養基郡北茂安町大字江口字屋敷角一三〇四	平成一六・五・一九

●佐賀県告示第三百八十九号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	変更前	幅員
伊万里市波多津町中山字西平1〇11 七番一地先から 伊万里市波多津町烟津字前田1六〇 ○番地先まで			後	五〇・九 一一・一一
伊万里市波多津町中山字西平1〇11 七番一地先から 伊万里市波多津町烟津字前田1六〇 ○番地先まで	前		五一・一一 六・六	一・六〇・八 一・六〇・一一
山本波多津線				

18条第1項の規定により、鳥栖基山都市計画区域における区域区分に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。
 なお、鳥栖市及び基山町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。
 平成16年5月19日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称
鳥栖基山都市計画区域における区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥栖流通業務団地地区(約70.2ヘクタール)

鳥栖市幡町字牛相、字前田、字平田及び字ヶヌイ、姫方町字姫方、
字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田、
市原町字長田及び字牟田並びに飯田町字中の坪及び字川巡

(2) 古賀地区(約4.3ヘクタール)

鳥栖市古賀町字宮の後及び字芳谷
(3) 幸津地区(約13.8ヘクタール)

鳥栖市あさひ新町

(4) 玉虫地区(約14.3ヘクタール)

基山町大字宮浦字玉虫及び字車路並びに大字小倉字吉原、字菖蒲坂及
び字七反田

3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市計画課

(4) 基山町都市計画課

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊万里市波多津町中山字西平1〇11七番一地 先から 伊万里市波多津町烟津字前田1六〇○番地先 まで		平成16・五・一九
山本波多津線		

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第

4. 縦覧期間

平成16年5月19日から同年6月2日まで

新田川・萱村川河川災害復旧等関連緊急事業電気設備工事について、特定建設共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

平成16年5月19日

佐賀県知事 古川 康

1. 工事の概要

- (1) 工事名 新田川・萱村川河川災害復旧等関連緊急事業電気設備工事
- (2) 工事場所 佐賀県伊万里市二里町八谷瀬
- (3) 工事内容 本工事は新田川排水機場の電気設備の製作及び据付けを行うものである。

- ・受電設備製作・据付工事 1式
- ・自家発電設備製作・据付工事 1式
- ・監視操作制御設備製作・据付工事 1式
- ・計装設備類製作・据付工事 1式

(4) 予定期 期約9か月

2. 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

ア　すべての構成員は次の資格要件を満たすものとする。

- (ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第3項により、電気工事Aの決定を受けていること。
- (イ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。
- (ウ) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも3年あること。

(エ) 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(オ) 佐賀県建設工事等・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止措置を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札の日までの間受けているものであること。

(カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者である。

(キ) 入札参加資格の確認基準日（平成16年6月14日）以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

イ　共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に審査の基準日がある経営事項審査において電気工事の総合評点が850点以上であること。

(イ) 受配電設備工事（機器の更新等の改良工事も含む。）について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上ものに限る。）を有すること。

(ウ) (イ)に掲げる工事の施工経験を有する監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。

ウ　共同企業体の代表者以外の構成員は、受配電設備工事（機器の更新等の改良工事も含む。）について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有するものとする。

(2) 構成員の数	電話 0955-23-4151
2社とする。	(3) 提出方法 上記(2)の部局に持参すること。 なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けない。
(3) 出資比率	すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。
(4) 代表者の要件	より大きな施行能力を有するものであり、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
(5) 存続期間	ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る契約の相手方が確認した日まで
3 入札参加申請書及び提出資料	(1) 公募型指名競争入札参加申請書 共同企業体協定書 共同企業体編成表 同種工事の施工実績調書 県内での施工実績調書(共同企業体の代表者のみ) 配置予定技術者調書(共同企業体の代表者のみ) 営業所一覧表 経営事項審査結果通知書の写し (平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に審査の基準日があるもの。)
4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所	次のとおり落札者等について公告します。 (1) 受付期間 平成16年5月25日から平成16年6月1日(土曜日及び日曜日は除く。)の9時から16時まで (2) 受付場所 佐賀県伊万里土木事務所総務課(伊万里市新天町122番地4)
5 入札参加資格要件該当者の閲覧	2(1)アの(ア)及び(イ)の要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとする。 なお、閲覧期間及び閲覧場所は下記のとおりである。 (1) 閲覧期間 平成16年5月20日から平成16年6月21日(土曜日及び日曜日は除く。)の9時から16時まで (2) 閲覧場所 佐賀県伊万里土木事務所総務課(伊万里市新天町122番地4) 電話 0955-23-4151
6 指名業者の選定	提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。
7 入札予定期間	本工事の入札に参加できる者は、指名を受けたものに限る。 平成16年7月
8 その他	申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県伊万里土木事務所において配布する。 問い合わせ先 佐賀県伊万里土木事務所総務課(伊万里市新天町122番地4) 電話 0955-23-4151

- (1) 印刷物品 県民だより(ペンフレット)
 (2) 購入数量 299,000部(1回当たり)、年12回発行

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 佐賀県出納局用度管財課用度担当
 (2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

3 契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

4 契約者の名称及び住所

- (1) 名称 株式会社ふらざ
 (2) 住所 佐賀市鍋島町森田916番地

5 落札金額

5月号 8.50円(1部当たりの単価)

6月号以降 7.90円(")

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成16年2月20日

○ 公安委員会事項

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をハリハリと公布する。

平成十六年五月十九日

佐賀県公安委員会

委員長 井 田 出 海

● 佐賀県公安委員会規則第三回

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第一号)

の一部を次のよつに改正す。別表第1のスルーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務の項の次に次のよつに加へる。

会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)に規定する事務	第6条	会計監査の実施状況報告の受理
---------------------------------------	-----	----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。